

会津大学入学センター規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程第 13 条に基づき、会津大学入学センター(以下「入学センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 入学センターは、会津大学(以下「本学」という。)の入学者受入方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)に応じた優れた入学者の確保のために、入学者選抜方法等に係る調査研究及び入学希望者に対する広報活動、入学相談等の業務を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 入学センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 入学者選抜方法等に係る調査研究に関すること。
- (2) 入学試験データの分析・評価に関すること。
- (3) その他入試に関する調査研究に関すること。
- (4) アドミッション・ポリシーの周知及び学生募集広報活動に関すること。
- (5) 大学説明会、高校訪問その他入学志願者に対する進学相談に関すること。
- (6) 県内外の高校における「出前講義」に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 入学センターは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 入学センター長(以下「センター長」という。)
- (2) その他学長が指名する教員(以下「センター教員」という。)

2 センター長は、学長が指名する本学の教員をもって充て、入学センターの業務を掌理する。

3 センター教員は、センター長の命を受け、入学センターの業務に従事する。

(運営会議)

第 5 条 入学センターに、入学センターの運営に関する事項を審議するため、運営会議を置く。

2 センター長は、運営会議を招集し、その議長となる。

(事務)

第 6 条 入学センターに関する事務は、事務局学生課で行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、入学センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。